

# 会計上の有価証券の定義 (概要編)

制度調査部  
吉井 一洋

## 金融商品取引法に合わせて見直し

### 【要約】

企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成19(2007)年6月15日に金融商品会計基準の改正を行った。改正基準では「金融商品取引法」による有価証券の定義見直しに対応し、会計上の有価証券の範囲を定めることを目的としている。これに合わせて、同日、日本公認会計士協会(JICPA)も金融商品会計実務指針と金融商品会計のQ&Aの改正案を公表している。

改正後の会計基準・実務指針は、金融商品取引法施行日(平成19年)以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用される。

### 1. 会計基準の公表

ASBJ(企業会計基準委員会)は、平成19(2007)年6月15日、新しい金融商品会計基準を公表した。

証券取引法の有価証券の定義は、金融商品取引法により見直された(施行は2007年9月予定)。新基準は、これに合わせて、企業会計上の有価証券の定義を改正している。

上記の改正にあわせ、日本公認会計士協会(JICPA)も同日、「金融商品会計に関する実務指針」「金融商品会計に関するQ&A」の改正案を公表している。

### 2. 有価証券の範囲の見直し

金融商品取引法の制定により、有価証券(みなし有価証券を含む)の範囲は拡張されている。(次ページ「参考 金融商品取引法の有価証券」を参照)。

新基準では、企業会計上の有価証券の範囲について、金融商品取引法に定義される有価証券を原則としつつ、(1)を対象に加え、(2)を対象から除外することとしている。

- (1)金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの
- (2)金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないもの

JICPAの適用指針案では、これを受け、企業会計上の有価証券に含まれる上記(1)の例として「国内CD」を挙げている。「国内CD」は現在でも既に企業会計上の有価証券に含まれている。

一方、企業会計上の有価証券から除外される(2)の例としては、金融商品取引法第2条第2項第1号に定める「信託受益権」及び第2号に定める「外国の者に対する権利で「信託受益権」の性格を有するもの」を、企業会計上の有価証券の範囲から除外することとしている。これらは、現在



も企業会計上の有価証券からは除外されている。

なお、現在は証券取引法上の有価証券ではないものの、企業会計上は有価証券とされていた「**抵当証券**」は、金融商品取引法の有価証券に含まれることとなり、企業会計上もそのまま有価証券として取り扱われる。

商品ファンドのうち、匿名組合型等の商品ファンドは、従来は有価証券には含まれていなかったが、金融商品取引法では「**みなし有価証券**」に含まれ、企業会計上もそのまま有価証券として取り扱われる。

即ち、今回の改正は、「これまで適当と考えられてきた企業会計上の有価証券の範囲を大きく変えないようにするために、技術的な改正を行った」（新基準第 50 - 2 項）ものである。

ただし、金融商品取引法上の集団投資スキーム持分の中には、現行の証券取引法では「**みなし有価証券**」に含まれず企業会計上も有価証券として取り扱われていなかったものもあると思われる。そのようなものについては、新たに集団投資スキーム持分として「**みなし有価証券**」に含まれた結果、企業会計上の有価証券に加わることになると考えられる。

### 3. 適用時期

新しい金融商品会計基準は、金融商品取引法の施行（2007 年 9 月予定）日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用される。

一方、「金融商品会計に関する実務指針」「金融商品会計に関する Q&A」の改正案については、6 月 28 日までコメントを集め、検討して最終的な改正内容を決定し、金融商品取引法の施行（2007 年 9 月予定）日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する予定である。

## 参考 金融商品取引法上の有価証券

### 「有価証券」

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 資産流動化法に規定する特定社債
- (5) 社債券
- (6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- (7) 優先出資法に規定する優先出資証券
- (8) 資産流動化法に規定する優先出資証券、新優先出資引受権証券
- (9) 株券、新株予約権証券
- (10) 投資信託・外国投資信託の受益証券
- (11) (いわゆる会社型投資信託の) 投資証券、投資法人債券、外国投資証券
- (12) 貸付信託の受益証券
- (13) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券
- (14) 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券
- (15) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち内閣府令で定めるもの
- (16) 抵当証券法に規定する抵当証券**

- (17)外国又は外国の者が発行する(1)～(9)(12)～(16)の性質を有する証券・証書
- (18)外国の者の発行する証券・証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付け等を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- (19)(金融商品市場、外国金融商品市場、店頭デリバティブ取引における)オプションを表示する証券・証書
- (20)預託証券・証書(原証券・証書の発行国以外で発行されるもの)
- (21)流通性その他の事情を勘案して、公益又は投資者保護を確保することが必要なものとして政令で定める証券・証書

### 「みなし有価証券」

- (イ)次に掲げる「有価証券表示権利」で、券面が発行されていないもの  
前記1.の(1)～(15)、(17)((16)の性質を有するものを除く)、(18)の有価証券に表示されるべき権利  
前記1.の(16)、(17)((16)の性質を有するものに限り)、(19)～(21)の有価証券であって内閣府令で定めるものに表示されるべき権利

### (ロ) 信託の受益権

(ハ) 外国の者に対する権利で(ロ)の権利の性質を有するもの

(ニ) 合名会社・合資会社の社員権(政令で定めるものに限る)、合同会社の社員権

(ホ) 外国法人の社員権で(ニ)の性質を有するもの

### (ヘ) 集団投資スキーム持分

(ト) 外国法令に基づく権利で(ヘ)の権利に類するもの

(チ) 経済的性質その他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益・投資者保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

( )太字部分が、現行の証券取引法との主な相違点である。